

人 間 総 合 科 学 大 学

学 則 (抜粋)

人間総合科学大学 学則  
〔目次〕

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 第1章 総則.....              | 3 |
| 第2章 大学の組織.....           | 3 |
| 第3章 教職員の組織.....          | 4 |
| 第4章 教授会.....             | 4 |
| 第5章 学年、学期及び休業日.....      | 4 |
| 第6章 修業年限及び在学年限.....      | 4 |
| 第7章 入学・休学・復学・退学及び除籍..... | 4 |
| 第8章 教育課程.....            | 6 |
| 第9章 授業及び学習指導.....        | 6 |
| 第10章 試験及び成績評価.....       | 7 |
| 第11章 卒業要件等.....          | 7 |
| 第12章 科目等履修生.....         | 8 |
| 第13章 特別聴講学生.....         | 9 |
| 第14章 学費等.....            | 9 |
| 第15章 賞罰.....             | 9 |

# 人間総合科学大学 学則

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 人間総合科学大学人間科学部は、建学の精神に基づき、広く生涯を通しての学修の機会を提供し、人間理解の体系的、総合的な教育・研究を行うことにより、強い責任感と内発的動機を有して、「活力ある人間性豊かな社会」の構築と「人類の健康と幸福」の追求に貢献し得る人材を養成、輩出することを目的とする。
- 2 人間科学部人間科学科は、こころ・からだ・文化の側面から、人間を総合的に理解し、心身ともに健康で豊かに暮らせる社会構築を支援できる人材を養成することを目的とする。
- 3 人間科学部健康栄養学科は、人間の生活と「栄養・食」とのかかわりを科学的・統合的視点から追求し、現代の保健医療サービスに対応できる人材を養成することを目的とする。
- 4 保健医療学部は、保健医療専門職者として高い倫理観と使命感を持ち、高度な専門知識に基づく確かな技術を実践するとともに、心身健康科学をはじめとした総合的な人間理解のもと、さまざまな関連職者と連携し、広く社会に貢献できる活力ある人材を養成することを目的とする。

### (自己点検及び評価)

- 第2条 本大学は前条の目的の達成及び教育研究水準の向上をはかる為、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う。
- 2 前項に定める点検及び評価を行うにあたっての項目及び体制については、別に定める。

### (情報の積極的な提供)

- 第2条の2 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

## 第2章 大学の組織

### (学部・学科及び収容定員)

- 第3条 本大学に、次の学部及び学科を置き、その収容定員を次のとおりとする。

| 学部・学科        | 入学定員          | 収容定員           |
|--------------|---------------|----------------|
| 人間科学部        |               |                |
| 人間科学科 通信教育課程 | 1,000名<br>80名 | 4,000名<br>320名 |
| 健康栄養学科       |               |                |
| 保健医療学部       | 80名           | 320名           |
| 看護学科         |               |                |
| リハビリテーション学科  | 40名           | 160名           |
| 理学療法学専攻      | 30名           | 120名           |
| 義肢装具専攻       |               |                |

- 2 人間科学部人間科学科に前項に定める収容定員の範囲内で次のコースを置き、その収容定員を次のとおりとする。

| コース               | 入学定員 | 収容定員 |
|-------------------|------|------|
| 養護教諭養成コース         | 100名 | 400名 |
| 看護教員養成コース（3年次編入学） | 40名  | 80名  |

### (大学院)

- 第3条の2 本大学に大学院を置く。
- 2 大学院については、人間総合科学大学大学院学則の定めるところによる。

### (附置機関)

- 第4条 本大学に、次の附置機関を置く。
- 一 図書館
- 二 人間総合科学 心身健康科学研究所
- 2 附置機関に関する規程は、別に定める。

### 第3章 教職員の組織

#### (教職員の組織)

- 第5条 本大学に学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、助手補、事務職員及び技術職員を置き、必要に応じて、副学長、補佐職、その他の職員を置くことができる。
- 2 学長は、本大学の全般に関して最終決定権を有し、校務をつかさどり所属教職員を統督する。
  - 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
  - 4 学部長は、学長を補佐し、その学部に関する業務を遂行する。
  - 5 事務職員を統括するため、事務局長を置き、学長を補佐し、事務全般に関する業務を遂行する。
  - 6 前項のほか、大学運営に必要な役職職員を置く。それ等の役職職員については、別に定める。

### 第4章 教授会

#### (教授会)

- 第6条 本大学各学部に、教授会を置く。
- 2 教授会に関する規程は、別に定める。

### 第5章 学年、学期及び休業日

#### (学年)

- 第7条 人間科学部健康栄養学科及び保健医療学部の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 人間科学部人間科学科の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる、または10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

#### (学期)

- 第8条 学年を、次の2学期に分ける。
- 前期： 4月1日から9月30日まで
  - 後期： 10月1日から翌年3月31日まで

#### (休業日)

- 第9条 休業日は次のとおりとする。ただし、面接授業及び科目修了試験等の行われる日は除くものとする。
- 一 日曜日（人間科学部人間科学科は月曜日とする。）
  - 二 国民の祝日に関する法律による日
  - 三 学園創立記念日 5月2日
  - 四 季節休業（学長が別に定めるものとする。）
- 2 前項の規程にかかわらず、休業日であっても授業を行うことができる。
  - 3 第1項の規程にかかわらず、臨時の休業日を定めることができる。

### 第6章 修業年限及び在学年限

#### (修業年限及び在学年限)

- 第10条 本大学の修業年限は4年とし、8年を超えて在学することはできない。
- 2 前項の規程にかかわらず、第16条第1項第1号の規程により入学した者については8年から在学年数として認定された年数を減じた年数、同条第2号及び第3号の規程により入学した者については同条第2項により定められた在学すべき年数の3倍を超えて在学することはできない。
  - 3 特別の事情により、第1項及び第2項における年数を超える在学を許可することがある。

### 第7章 入学・休学・復学・退学及び除籍

#### (入学の時期)

- 第11条 本大学の入学の時期は、学年の始めとする。

#### (入学資格等)

- 第12条 本大学に入学できる者は、次の各号の一に該当し、入学の許可を受けた者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の課程を修了した者
- 三 外国において、学校教育による12年の課程を終了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- 四 高等学校卒業程度認定試験規則により高等学校卒業程度認定試験に合格した者、又は大学入学資格検定規程により大学入学資格検定試験に合格した者
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 満18歳以上の年齢に達し、本学において高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者
- 七 文部科学大臣が指定した者

#### (入学の出願)

**第13条** 本大学への入学を志願する者は、所定の入学願書及び別に定める書類に、入学検定料(別表第1)を添えて願い出なければならない。

#### (入学者の選考)

**第14条** 入学志願者に対しては、書類審査若しくは選考試験を行う。その方法は、その都度定める。

#### (入学の手続き及び許可)

**第15条** 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料及び授業料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

#### (再入学、編入学及び転入学)

**第16条** 次の各号の一に該当する者で、本大学への入学を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考の上、別に定めるところにより、相当年次に入学を許可することができる。

- 一 本大学を卒業、退学、又は除籍された者
- 二 他の大学(外国の大学を含む。)を卒業、退学、又は除籍された者
- 三 短期大学(外国の短期大学を含む。)、高等専門学校の専攻科及び修業年限が2年以上で、その他別に定める基準を満たす専修学校専門課程を卒業した者

2 前項の規程により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、別に定めるところによる。

#### (休学)

**第17条** 傷病その他やむを得ない事由により、3カ月以上修学できない者は、医師の診断書又は事由を証明する書類を添付し、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得た上で休学することができる。

- 2 休学期間は、1学期間(前期又は後期)を単位とする。
- 3 休学期間は、通算して8学期間を超えない。
- 4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

#### (復学)

**第18条** 休学の事由が止んだ者は、学長の許可を得て、復学することができる。ただし、復学できる時期は、学期の始めとする。

#### (退学)

**第19条** 傷病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、本学所定の用紙に退学事由を明記し提出すること。

#### (除籍)

**第20条** 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍することができる。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第10条第1項に定める在学年限を超えた者
- 三 第17条第3項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- 四 履修申込みを怠り、督促してもなお行わない者
- 五 成績不良の者
- 六 死亡した者

#### (二重学籍の禁止)

**第20条の2** 学生は、他の大学、短期大学または大学院の正規の課程に在籍してはならない。

## 第8章 教育課程

### (授業科目)

- 第21条 人間科学部人間科学科における授業科目は、別表第2-1及び別表第2-2のとおりとする。
- 2 人間科学部健康栄養学科における授業科目は、別表第2-3のとおりとする。
- 3 保健医療学部看護学科における授業科目は、別表第2-4のとおりとする。
- 4 保健医療学部リハビリテーション学科理学療法学専攻における授業科目は、別表第2-5のとおりとする。
- 5 保健医療学部リハビリテーション学科義肢装具学専攻における授業科目は、別表第2-6のとおりとする。

### (社会教育主事の資格)

- 第22条 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、社会教育法(昭和24年法律第207号)及び社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)に定める単位を修得しなければならない。

### (栄養士及び管理栄養士国家試験受験の資格)

- 第22条の2 栄養士の資格及び管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、人間科学部健康栄養学科に在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

### (教育職員免許状)

- 第22条の3 教育職員免許状を取得するには、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の免許状を取得するための課程を置き(以下「教職課程」という。)授業科目、単位数等について、必要な事項は別に定める。
- 3 本学の教職課程において取得できる教育職員免許状は、次に掲げるものとする。

| 学科等                 | 免許状の種類 |
|---------------------|--------|
| 人間科学部人間科学科養護教諭養成コース | 養護教諭1種 |
| 人間科学部健康栄養学科         | 栄養教諭1種 |

### (保健師及び看護師国家試験受験の資格)

- 第22条の4 保健師国家試験受験資格及び看護師国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健医療学部看護学科に在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

### (理学療法士国家試験受験の資格)

- 第22条の5 理学療法士国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健医療学部リハビリテーション学科理学療法学専攻に在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

### (義肢装具士国家試験受験の資格)

- 第22条の6 義肢装具士国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健医療学部リハビリテーション学科義肢装具学専攻に在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

## 第9章 授業及び学習指導

### (授業)

- 第23条 人間科学部人間科学科の授業は、通信授業、面接授業(メディア等を利用して行う授業含む)及び放送授業によって行う。
- 一 通信授業は、主として印刷教材により学修させる授業であり、面接授業は、大学設置基準第25条の方法による授業であり、放送授業は大学通信教育設置基準第3条の方法による授業である。
- 二 通信授業においては、学生は、所定の報告課題について学習報告(以下「テキスト課題」という。)を提出し、添削指導を受けるものとする。
- 三 放送授業においては、学生は、所定の課題を提出し、添削指導を受けるものとする。
- 2 人間科学部健康栄養学科及び保健医療学部の授業は、大学設置基準第25条による。

### (単位の計算方法)

- 第24条 人間科学部人間科学科の授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間とし、次の基準により計算する。
- 一 印刷教材による授業(以下「通信授業」という。)については、45時間に相当する学修量の教材をもって1単位とする。

- 二 面接授業及び放送授業については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規程にかかわらず、卒業研究については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

**第24条の2** 人間科学部健康栄養学科及び保健医療学部の授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間とし、次の基準により計算する。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規程にかかわらず、卒業研究については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(通信授業に関する質疑)

**第25条** 通信授業に関する質疑は、所定の方法によって行うものとする。

(面接授業)

**第26条** 面接授業は、本大学又は本大学が指定する会場において実施する。

- 2 面接授業(メディア等を利用して行う授業を含む。)を行う時期及び会場は、別に定める。

## 第10章 試験及び成績評価

(人間科学部人間科学科における試験)

**第27条** 人間科学部人間科学科における試験は、科目修了試験及び面接授業試験(以下「スクーリング試験」という。)等とする。

- 2 通信授業による各科目の履修は、テキスト課題を提出しかつ指定の時期に科目修了試験を受けなければならない。
- 3 面接授業による各科目の履修は、面接授業に出席しかつ指定の時期にスクーリング試験を受けなければならない。
- 4 放送授業による各科目の履修は、放送授業を視聴しかつ指定の時期にスクーリング試験に相当する試験を受けなければならない。

(科目修了試験)

**第28条** 科目修了試験を受験できる者は、当該科目のテキスト課題に合格した者とする。

- 2 科目修了試験は、本大学及び本大学が指定する会場において実施される。
- 3 科目修了試験を行う時期及び会場は、別に定める。

(人間科学部健康栄養学科及び保健医療学部における試験)

**第29条** 人間科学部健康栄養学科及び保健医療学部における試験は、前期及び後期のそれぞれにおいて、筆記、口述及び論文等の方法によって行う。

(成績評価)

**第30条** 成績は、S(100点~90点)、A(89点~80点)、B(79点~70点)、C(69点~60点)、D(59点~0点)の5種類の評価をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 不合格者には、再試験等を行うことがある。
- 3 疾病その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者は、その理由が適当であると認められ、許可を受けた場合に限り追試験を受けることができる。
- 4 追試験及び再試験等受験の際には、別に定める手数料を納入しなければならない。

(単位の授与)

**第31条** 各授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 通信授業は、テキスト課題及び科目修了試験に合格した者について所定の単位を与える。
- 3 面接授業は、出席が良好でかつスクーリング試験に合格した者について所定の単位を与える。
- 4 放送授業については、視聴を完了し、試験に合格した者に対して所定の単位を与える。

## 第11章 卒業要件等

(進級の要件)

**第31条の2** 進級については別に定める。

(卒業の要件)

**第32条** 卒業の認定には、次の各号に掲げる要件を全て満たすことを必要とする。

- (1) 本大学に休学、停学期間を除いて4年以上在学すること。ただし、第16条第1項の規程により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数以上在学することとする。
- (2) 修得単位数は、次のとおりとする。
  - 一 人間科学部人間科学科は、別表第3—1に掲げる最低単位数を含めて合計124単位以上
  - 二 人間科学部健康栄養学科は、別表第3—2に掲げる最低単位数を含めて合計130単位以上
  - 三 保健医療学部看護学科は、別表第3—3に掲げる最低単位数を含めて合計128単位以上
  - 四 保健医療学部リハビリテーション学科理学療法学専攻は、別表第3—4に掲げる最低単位数を含めて合計124単位以上
  - 五 保健医療学部リハビリテーション学科義肢装具学専攻は、別表第3—5に掲げる最低単位数を含めて合計124単位以上

(学位の授与)

**第33条** 前条の要件を満たす者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位を授与する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の種類)

**第34条** 前条の卒業を認定された者には、次の学位を授与する。

| 学部名    | 学科名                    | 学位        |
|--------|------------------------|-----------|
| 人間科学部  | 人間科学科                  | 学士（人間科学）  |
|        | 健康栄養学科                 | 学士（健康栄養学） |
| 保健医療学部 | 看護学科                   | 学士（看護学）   |
|        | リハビリテーション学科<br>理学療法学専攻 | 学士（理学療法学） |
|        | 義肢装具学専攻                | 学士（義肢装具学） |

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

**第35条** 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した単位を、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学又は短期大学以外の教育施設等における学修)

**第36条** 本大学は、教育上有益と認めるときは、高等専門学校専攻科又は修業年限が2年以上の専修学校専門課程における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第37条** 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科及び修業年限が2年以上の専修学校専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行ったその他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第35条、第36条と合わせて60単位を超えないものとする。

4 単位認定の科目については、別に定める。

## 第12章 科目等履修生

(科目等履修生)

**第38条** 授業科目の一部の履修を希望する者に対しては、本課程の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 大学の入学資格のない者が、科目等履修生として所定の科目の単位を修得したときには、正科

- 生としての入学資格を与えることができる  
3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

### 第39条 削除

## 第13章 特別聴講学生

### (特別聴講学生)

- 第40条 他の大学又は短期大学若しくは高等専門学校の特攻科又は修業年限が2年以上の専修学校専門課程若しくはその他文部科学大臣が別に定める学修及び本大学は、双方の大学の規則に定めるところにより、両大学等の学生が、特別聴講学生としてそれぞれ相手大学の授業科目を履修し、単位を修得することを認めることができる。  
2 前項に規程する学生の受入れの手段等については、別に定める。

## 第14章 学費等

### (学費)

- 第41条 人間科学部人間科学科の学費は分納とし、別表第1に定めるものとする。  
2 人間科学部健康栄養学科及び保健医療学部の学費は分納とし、別表第1に定めるものとする。

### (学費等の納付)

- 第42条 学年ごとに別表第1に従って算出された学費等の金額を、所定の期日までに納めなければならない。

### (復学等の場合の授業料)

- 第43条 復学する者は、復学する当該学期の授業料を規程の期日までに納付しなければならない。

### (退学及び停学の場合の授業料)

- 第44条 学期の途中で退学し又は除籍された者の該当年度分の授業料は、徴収する。  
2 停学期間中の授業料は、徴収する。

### (休学の場合の在籍料)

- 第45条 休学期間中の場合は、別途定める在籍料を徴収する。

### (編入学生及び特別聴講学生等の授業料等)

- 第46条 編入学生及び特別聴講学生の検定料及び納付金については、徴収する。

### (学費の返還制限)

- 第47条 納入した学費は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

### (手数料)

- 第48条 手数料については、別に定める。

## 第15章 賞罰

### (表彰)

- 第49条 学生として特に表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。  
2 表彰に関する規程は別に定める。

### (懲戒)

- 第50条 本大学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付することができる。  
2 学生の懲戒に関する規程は、別に定める。

---

### 附則

- 1 この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

### 附則

- 1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。